

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱

(令和7年3月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内の公衆浴場の営業に必要な主たる燃料費等の一部を交付することにより、公衆浴場の安定的な経営を補助し、公衆浴場の確保を図り、もって区民の利便性及び保健衛生の向上に寄与することを目的とする

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成24年板橋区条例第9号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、区内に設置されている公衆浴場の経営者又は設置者（以下「浴場経営者」という。）とする。ただし、当該浴場経営者が補助金の交付申請日現在において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たしていない場合は、補助対象者としなない。

- (1) 個人の場合 特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市ガスに係るもの及び電気料金の総額（以下「都市ガス等燃料費」という。）
- (2) 都市ガスを除く重油、廃油、薪、その他の燃料に要する経費（燃料の運搬費を含む）及び電気料金の総額。（以下「都市ガス以外燃料費」という。）

2 同一年度内において一の公衆浴場に対し交付する補助金に係る燃料費は、前項第1号又は第2号の、いずれか一方に限るものとする。ただし、浴場設備の刷新等により公衆浴場の営業に必要な主たる燃料費等が変更となる等のやむを得ない場合において、区長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付額等)

第5条 補助対象者に対する補助金の交付の額（以下「補助金交付額」という。）は、予算の定める範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 都市ガス等燃料費に係る補助金 交付期間における公衆浴場の営業に要した都市ガス等燃料費の総額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、月100,000円を上限とする。
- (2) 都市ガス以外燃料費に係る補助金 交付期間における公衆浴場の営業に要した都市ガス以外燃料費の総額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、月50,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 直近の燃料費及び電気料金の領収書等の写し
- (2) 法人の場合にあっては法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 申請者が個人の場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、補助金交付申請書に、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し又は納税証明書若しくは非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているものすべて）を添付するものとする。

- (1) 補助金交付申請書において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないこととするときは、その旨を板橋区公衆浴場燃料費等補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定者（第13条第2項の規定により補助金交付決定の全部を取り消されたものを除く。以下同じ。）が、補助事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、変更等承認申請書（別記第4号様式）により速やかに区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請のあったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、変更等承認通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該交付の決定に係る補助対象経費の支払を行ったときは、速やかに、板橋区公衆浴場燃料費等補助金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 燃料費及び電気料金の支払金額が分かる領収書等の写し
- (2) 支払実績表（別記第7号様式）
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の実績報告書を受けた場合において必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条第1項の規定による実績の報告を受けた場合は、当該報告に係る実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の補助金交付確定通知書を受けた浴場経営者は、請求書（第9号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 区長は、前条の請求書の提出があったときは、内容を確認した上、速やかに補助金を交付するものとする

(交付の取消及び補助金の返還)

第13条 区長は、補助金交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽り又はその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 年度内に休業又は閉業したとき。

(3) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金決定交付決定取消通知書（別記第10号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。_____

年 月 日

（宛 先）
板橋区長

公衆浴場

所在地

名 称

公衆浴場経営者

個人 の とき

住 所

氏 名

法人 の とき

事務所所在地

名 称

代表者職氏名

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付申請書

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

1 支給申請額 金 _____ 円

2 交付申請期間 令和 年 月 支払分 ～ 令和 年 月 支払分

3 使用燃料 都市ガス等 都市ガス以外（ ）

4 添付書類

（１）経営又は設置する公衆浴場に係る燃料費及び電気料金の領収書等の写し
（いずれも直近のもの）

（２）法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）【法人の場合】

5 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない ☐

区外に居住している ☐

転入前の自治体において
課税されている ☐

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税含む。）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は、非課税証明書。

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

所 在 地

公 衆 浴 場 名

氏名又は名称

様

年 月 日

板橋区長

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金の交付について、
板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり決定した
ので通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 条 件

- （1）板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱を順守すること。
- （2）次の各号の一に該当する場合は、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることがある。
 - ア 偽り又はその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 年度内に休業又は閉業したとき。
 - ウ 上記（1）に違反したとき。

別記第3号様式（第7条関係）

板産産第 号

所 在 地

公衆浴場名

氏名又は名称

様

年 月 日

板橋区長

板橋区公衆浴場燃料費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金の交付について、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不承認理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛 先）
板橋区長

公衆浴場
所在地
名 称 _____

公衆浴場経営者
個人のと
住 所
氏 名 _____
法人のと
事務所所在地
名 称
代表者職氏名 _____

板橋区公衆浴場燃料費等補助金変更等承認申請書

年 月 日付 板 第 号 で交付決定のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金の内容等について、下記のとおり変更（*中止）したいので板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第8条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

板産産第 号

所 在 地
公 衆 浴 場 名
氏名又は名称 様

年 月 日

板橋区長

板橋区公衆浴場燃料費等補助金変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金の内容等の変更について、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛 先）

板橋区長

公衆浴場

所在地

名 称

公衆浴場経営者

個人るとき

住 所

氏 名

法人るとき

事務所所在地

名 称

代表者職氏名

板橋区公衆浴場燃料費等補助金実績報告書

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

添 付 書 類

（ 1 ） 支 払 実 績 表

（ 2 ） 燃 料 費 及 び 電 気 料 金 の 領 収 書 等 の 写 し

年 月 日

支払実績表

所 在 地
公衆浴場名
氏名又は名称

使用燃料 都市ガス等燃料(月 10 万上限)

都市ガス以外燃料(月 5 万上限)

支 払 月	対象金額	補助金額 (対象金額の 1/2) 1,000 円未満切捨
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
令和 年 月	円	円
合 計	円	円

合計補助金額 金 円

別記第 8 号様式（第 1 0 条関係）

板産産第 号

所 在 地

公 衆 浴 場 名

氏名又は名称

様

年 月 日

板橋区長

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板 第 号 で交付決定した補助金については、実績
報告書に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定金額 金 _____ 円

別記第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛 先）

板橋区長

公衆浴場

所在地

名 称

公衆浴場経営者

個人るとき

住 所

氏 名

法人るとき

事務所所在地

名 称

代表者職氏名

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付けで交付確定通知のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金として上記の金額を請求します。

所 在 地
公 衆 浴 場 名
氏名又は名称 様

年 月 日

板橋区長

板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで決定のあった板橋区公衆浴場燃料費等補助金の交付について、下記の理由により交付取消決定をしたので、板橋区公衆浴場燃料費等補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき通知します。

なお、すでに板橋区公衆浴場燃料費等補助金を受領している場合は、取消しに係る補助金について、下記のとおり、区長の指定する期日までに別紙納入通知書により返還金を納入してください。

1 取消決定の理由

2 返還金額

金 円

3 返還期限

年 月 日